

「令和8・9・10年度福島区課外学習事業(TERACO)」
協定締結事業者募集要項(公募型プロポーザル方式)

第1章	事業の内容に関する事項	・・・・・・・・・・・・	P2
第2章	選定にあたっての手続き等に関する事項	・・・・	P7
第3章	選定について	・・・・・・・・・・・・	P10
第4章	その他の事項について	・・・・・・・・	P12

令和7年12月
大阪市福島区役所保健福祉課(子育て教育)

「令和8・9・10年度 福島区課外学習事業(TERACO)」の実施にかかる事業者の募集について

第1章 事業の内容に関する事項

1 事業の目的と概要

本事業は、福島区内の小学5・6年生及び中学生を対象に基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るため、課外学習(福島区)を実施する事業です。

今般、その目的達成に向け、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集し、審査・選定した事業者と協定を締結します。

2 基本条件・事業の実施方針

各学年、各受講者の習熟度に合わせた教材や授業内容とし、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成に資する実施内容としてください。

事業者は、本市が実施場所等を無償で提供することにより、開設および運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講生に還元できるよう、小学5・6年生の受講料月額5,000円(税込み)及び、中学生の受講料月額10,000円(税込み)の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施してください。

実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー(大阪市習い事・塾代助成カード)でも受講可能とすることにより、利用者の塾代負担の軽減を図ってください。

3 事業の範囲

(1) 事業の名称

「令和8・9・10年度 福島区課外学習事業(TERACO)」

(2) 事業実施期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

(3) 課外学習開講期間

各年度4月1日～3月31日

(4) 実施場所

NORB DENCE 福島区民センター(大阪市福島区吉野3丁目17番23号)

301会議室(301会議室が利用できない場合は302会議室)※両室とも空調設備あり

基本的には301会議室での実施を想定していますが、日によっては302会議室に変更

する場合もあります。ただし、1日に二つの会議室を利用することはできません。

ア 301 会議室

- ・使用可能面積：81.1 m²
- ・使用料：全額免除（光熱費含む）
- ・定員：54名

イ 302 会議室

- ・使用可能面積：67.5 m²
- ・使用料：全額免除（光熱費含む）
- ・定員：45名

なお、301、302 会議室を利用できない場合、福島区役所庁舎内会議室で実施します。

（福島区役所庁舎内会議室例：6階会議室、集団検診室など）

（5）事業の内容等

別紙「令和8・9・10年度 福島区課外学習事業（TERACO）方針」のとおりとします。

4 事業実施条件等に関する事項について

事業者は、本事業の実施にあたって、次の条件を遵守してください。

なお、具体的な取り決めについては別紙「協定書」及び「協定にかかる細則」を取り交わすこととします。

（1）事業実施日及び実施時間

原則として、月・金曜、実施時間は小学5・6年生については16時30分から18時30分の間で1時間、中学生は19時から21時の間で2時間を目安として実施してください。

※事業者はあらかじめ事業実施計画書を作成して本市担当者に報告し、事業実施計画書を変更する必要がある場合は、事前に本市担当者に報告のうえ、調整してください。

※その他、想定される緊急時・災害時においては、上記に関わらず、使用を制限する場合があります。その際は、本市の指示に従い、適切に対応してください。

（2）本市から提供する備品・設備等

ア 事業を遂行するにあたり必要と認められる NORBDENCE 福島区民センター会議室設置備品（机、椅子、ホワイトボード 別表参照）を使用できます。なお、福島区役所庁舎内会議室を使用する場合も提供する備品・設備等の扱いは原則として同様です。

イ 事業実施場所における設備について

- ・空調（冷暖房）は、必要に応じ使用可能です。
- ・机、いす等を移動させて使用する場合は、必ず退出時に原状復旧してください。なお、福島区役所庁舎内会議室を使用する場合は、机、いす等の設営、原状回復は原則として事業者が行ってください。

- ・教材・備品等を常時保管するための設備は現状ありません。しかし、施設管理者との調整次第で対応できる場合があります。
- ・教材の印刷のためのコピー機等を利用することはできません(ただし、自社のプリンター等を持ち込むことは可とします)。
- ・事業実施中、基本的に本市職員は立ち会いません。NORB DENCE 福島区民センター事務所に鍵を借り、開錠・施錠および設備の管理を事業者の責任において実施してください。

(3) 経費の負担

- ア 事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費（電子機器貸与料含む）、通信費、交通費、保険料等のすべての経費は事業者の負担とします。
なお、本件事業にかかるリスクに対応する保険の加入を義務づけるものとします。
- イ 事業を遂行するために必要となる経費について、市は一切の費用を負担しません。
ただし、年複数回、福島区役所より区内市立小中学校を通じて生徒へのチラシの配付協力を行います(その際には、事業者は、チラシ原稿の作成・印刷、区役所への持込を行うこと)。

(4) 受講料の支払いについて

- 受講生から支払いを受けてください。支払方法については、各事業者の方法によるものとします。
- 大阪市習い事・塾代助成事業のバウチャー（大阪市習い事・塾代助成カード）で支払いを受ける場合は制度に基づき支払いを受けてください。

(5) 事業実施上の制限

NORB DENCE 福島区民センター会議室で実施するため、大阪市区役所附設会館条例・大阪市区役所附設会館条例施行規則・ご利用時の注意事項に基づいて実施すること。

- ・大阪市例規
<http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html>
- ・NORB DENCE 福島区民センターホームページ
<https://www.osakacomunity.jp/fukushima-center/>

(6) 委託の禁止

事業者は、事業における総合的企画、事業遂行管理、事業の手法の決定及び技術的判断等、事業の主たる部分を委託することはできません。また、これ以外の委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければなりません。

ただし、事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な作業の委託にあたっては、本市の承諾を必要としません。

(7) 事業実施の取り消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取り消し又は変更をすることがあります。

- ア 本市において事業実施場所を公用又は公共用のために必要とする場合。
- イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。
- ウ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき。
- エ その他管理運営上において、本市が必要と認めた事項。

(8) 損害賠償

ア 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として払わなければなりません（本件事業にかかるリスクに対応する損害保険には必ず加入しておくこと）。

ただし、事業実施物件を原状に復した場合はこの限りではありません。

イ 前項の定める場合のほか、事業者は、本要項及び協定書の各項に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

(9) 一般的損害

事業の完了前に、事業を行うにつき生じた損害（下記（10）を除く）については、事業者がその費用を負担しなければなりません。ただし、その損害（保険によりてん補された部分を除く）のうち本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担します。

(10) 第三者に及ぼした損害

① 事業の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、下記③に定めるものを除いて、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、事業者がその賠償額を負担しなければなりません。

② 上記①にかかわらず、①にて規定する賠償額（保険によりてん補された部分を除く）のうち、本市の指示、貸与品等の性状その他本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市がその賠償額を負担します。同じく、NORB DENCE 福島区民センター指定管理者の指示、貸与品の管理状況など、NORB DENCE 福島区民センター指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたものについては当該指定管理者がその賠償額を負担します。ただし、事業者が、本市及び NORBDENCE 福島区民センター指定管理者の指示又は貸与品等が不適当であること等本市及び NORBDENCE 福島区民センター指定管理者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではありません。

③ 事業を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、本市がその賠償額を負担します。ただし、事業を行うにつき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担しなければなりません。

(11) 実地調査等

本市は、事業実施物件について隨時に実地調査を行い、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができます。

(12) 損害賠償請求権の放棄

公共又は公用に供する必要が生じ、実施を取り消した場合においては、事業者は当該取り消しによって生じた損失の補償を本市に請求しないものとします。

(13) 資料、報告書の提出

- ア 収支状況及び事業報告(アンケート集計結果等を含む)に関する資料は、毎年度ごとに、翌年度の4月15日を目途に速やかに提出するものとします。
- イ その他、本市において必要がある場合、経営に関する資料を提出しなければなりません。

(14) 法令の遵守

事業の実施にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例のほか関係法令及び関係規程を遵守してください。

(15) その他の注意事項

- ア 事業実施後、当該事業の履行期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の取り消しを行うことがあります。
- イ 原則として提案いただいた事業を実施していただきますが、本市との協議により内容を変更する場合があります。
- ウ 本事業は、令和8年度予算議決後有効となります。

第2章 選定にあたっての手続き等に関する事項

1 応募資格等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加資格措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件も該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (5) 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていること又は登録することができる見込みであること。
企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録するにあたって、「大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱」及び「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意しこれを遵守すること。
- (6) 実施事業者として選定された場合、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に則り、令和 8 年 4 月の課外授業開始に対応できるよう、令和 8 年 2 月 20 日(金)までに、当該事業実施者として事業実施のために必要な登録申請を速やかに行うこと。
- (7) 納税義務者にあっては、直近 2 カ年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

2 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 7 年 12 月 15 日(月) |
| (2) 質問受付締切 | 令和 7 年 12 月 22 日(月) |
| (3) 質問事項回答 | 令和 7 年 12 月 26 日(金) |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和 8 年 1 月 15 日(木) |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和 8 年 1 月 30 日(金) |
| (6) 選定結果通知 | プレゼンテーション審査後速やかに通知します |
| (7) 事業開始日 | 令和 8 年 4 月 1 日(水) |
| (8) 事業完了 | 令和 11 年 3 月 31 日(土) |

※実施場所である NORBDENCE 福島区民センター会議室の現地を確認する必要がある場合は、質問受付締切までに福島区役所保健福祉課(子育て教育)までメールで連絡すること。

3 応募手続き等に関する事項

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行いません。

なお、申請書類等については福島区役所ホームページよりダウンロードしてください。

(1) 企画提案書

ア 受付期間

令和7年12月15日(月)～令和8年1月15日(木)

午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

※申請書類については、持参または送付とします。送付の場合は必着とし、「第4章 3 提出先」の担当に相違なく送付してください。

イ 企画提案書の内容

(ア) 学力指導の具体的な内容について

受講者の基礎学力を向上させる具体的な方法・学習習慣形成の方法

(イ) 事業実施体制

- ・事業実施体制/人材の確保と資質向上のための取組み
- ・事業実施スケジュール(授業実施予定日を含む)・受講者募集方法
- ・教材の内容

(ウ) 危機管理体制について(個人情報の取扱い方法、災害・事故等の緊急事態を想定した危機管理体制について記載してください)

(エ) 提案のセールスポイント

(オ) 過去3年間の類似事業、実績(実績がない場合は、その旨記載すること)

(カ) 本事業における経費内訳書(積算根拠のわかるもの)

※提出できる案は、1案のみとします。

ウ 提出書類

応募する団体は、次の必要書類を、正1部、副6部(副は複写可)の7部提出してください。ただし、提案事業者名の記載は正1部のみとし、副6部には記載しないとともに、他に事業者名表示および事業者が推定できる部分(印影、住所、全ての人名、事業者ロゴなど)があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わないでください。

①参加申請書(様式第1号)

②誓約書(様式第2号)

③法人又は団体の概要(様式第3号)

④企画提案書(様式第5号)

⑤法人の登記簿謄本又は登記事項証明書(提出日から3か月以内に発行:写し可)

※登記事項証明書は履歴事項全部証明書を提出してください。

※任意団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出してください。

エ 提出場所

福島区役所保健福祉課(子育て教育) 2階 20 番窓口

(2) 質問の受付

ア 提出方法

「令和8・9・10年度 福島区課外学習事業(TERACO)」に係る質問票(様式第4号)に記載し、tc0010@city.osaka.lg.jpまでメールにて提出してください。

イ 提出期限

令和7年12月22日(月)

ウ 回答

令和7年12月26日(金)に、福島区役所ホームページにて公開します。

第3章 選定について

1 審査・選定

(1) 選定基準(別添評価基準参照)

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

ア 目的適合性【30点】

基礎学力の向上に資する提案となっている【15点】

学習習慣の形成に資する提案となっている【15点】

イ 企画提案【50点】

提案者の創意工夫が見られ、専門的・独創的な企画となっている【20点】

スケジュール(授業実施予定日を含む)が具体的かつ現実的なものである【10点】

収支計画が妥当で、施設利用料が不要な分、受講生に還元されている【10点】

効果検証方法が適切である【10点】

ウ 組織【20点】

実施体制が具体的かつ現実的である【10点】

類似実績があり確実な遂行が見込める【10点】

(2) 審査・選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

審査は、学識経験者等で構成する「令和8・9・10年度 福島区課外学習事業(TERACO)協定事業者選定会議」が上記(1)に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、最も優れていると評価された企画提案者を選定します。なお、評価点が同点の場合は審査項目の「企画提案」の評価が高い企画提案者を選定します。

ただし、最も優れていると評価された企画提案者の評価点が満点の60%未満であった場合、協定締結事業者は該当なしとします。

審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

(3) プrezentation審査

ア 実施日時

令和8年1月30日(金)

時間等の詳細は、企画提案書提出者あて別途メールにて通知します。

イ 実施場所

大阪市福島区大開1丁目8番1号

福島区役所 5階会議室

ウ 出席人数

1団体につき、4名までとします。

エ 内容・方法等

「第2章3応募手続き等に関する事項(1)」の書類を使用し、企画提案（実施方針等）

について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めません。

また、プロジェクター等での資料投影は不可とします。

1団体あたり20～30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とします。

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、福島区役所ホームページに掲載します。

第4章 その他の事項について

1 提案に対する費用、条件等

- ・企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- ・採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ・すべての提出書類は返却しません。
- ・提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用いたしません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・期限後の提出、差替え等は認めません（但し、発注者が補正等を求める場合を除く。なお、副の黒塗り漏れについては発注者の指定期限内であれば提出期限後の修正も可とします）。
- ・本プロポーザルは事業予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の事業においては、本市と協議をしながら細則等の策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施するものではありません。
- ・参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となります。

2 協定に関する事項

事業予定者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に協定締結交渉を行うことができるものします。

ただし、評価点が満点の60%を下回っている者を除きます。

3 提出先、問合せ先

〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号

大阪市福島区役所保健福祉課（子育て教育）

担当：森本

TEL：06-6464-9860

FAX：06-6462-4854

E-Mail：tc0010@city.osaka.lg.jp